

令和7年第3回下仁田町議会定例会議録第1号（8日）

招集年月日	令和7年9月8日							
招集の場所	下仁田町議会議場							
開閉会日時 及び宣言	開会	令和7年 9月 8日午前10時00分				議長	佐藤 博	
	閉会	令和7年 9月 19日午後2時04分				議長	岡田邦敏	
議員出席状況	議席番号	氏名	応招 不応招 別	出欠席 別	議席番号	氏名	応招 不応招 別	出欠席 別
応 招 10名	1	堀 越 健 介	○	○	6	岡 田 邦 敏	○	○
不応招 0名	2	並 木 一 夫	○	○	7	木 暮 弘 元	○	○
出 席 10名	3	小井土 光 弘	○	○	8	佐 藤 博	○	○
欠 席 0名	4	大 手 博 幸	○	○	9	千 野 榮 治	○	○
欠 員 0名	5	佐々木 信 也	○	○	10	堀 口 博 志	○	○
【凡例】 ○応招・出席を示す ×欠席・不応招を示す								
会議録署名議員	7番	木 暮 弘 元	9番	千 野 榮 治				
職務のため議場に出席したものの氏名	事務局長	佐 藤 正 明		書 記	石 井 史 子			
地方自治法 第121条により説明のため出席した者の氏名	町 長	岩 崎 正 春	福 祉 課 長	市 川 博 生				
	教 育 長	里 見 立 夫	保 健 課 長	今 井 美 和				
	総 務 課 長	下 山 光 一	農 林 課 長	佐 藤 圭 司				
	企 画 課 長	神 戸 領 栄	商 工 觀 光 課 長	竹 内 誠				
	住 民 税 務 課 長	小 金 澤 康 夫	建 設 水 道 課 長	鈴 木 昌 吾				
	会 計 課 長	東 間 克 敏	教 育 課 長	荻 野 文 昭				

## 議事日程 別紙のとおり

### 会議に付した議件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定  
町長挨拶
- 3 一般質問

### 会議の経過

開会 令和7年9月8日 午前10時00分

○議長 佐藤博 おはようございます。

議員の出席が定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第3回下仁田町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

○議長 佐藤博 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、7番 木暮弘元君と9番 千野榮治君を指名いたします。

○議長 佐藤博 続いて、日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期については、さきの議会運営委員会で本議会の運営等についての協議がされておりますので、その結果について報告を求めます。

議会運営委員長

(堀口博志議会運営委員長 登壇)

○議会運営委員長 堀口博志 おはようございます。

議長のご指名がありましたので、議会運営委員長報告を申し上げます。

去る8月28日、午前10時から303委員会室において、議会運営委員会を開催し、本定例会の会期、日程及び議案の取扱い等の議会運営に関する事項について協議をいたしました。その経過と結果についてご報告申し上げます。

まず、会期につきましては、本日から9月19日までの12日間とし、審議日程につきましては、お手元に配付されている日程表のとおりであります。

本日は、会議録署名議員の指名、会期の決定の後、町長のご挨拶をいただきます。

その後、一般質問を小井土光弘議員が行います。

また、一般質問終了後から10日にかけまして、全員協議会を開催し、本定例会に提案されております「報告第3号」から「第57号議案」の細部にわたる説明をしていただきます。

10日は、引き続き全員協議会を開催する場合は終了後、また、9日に全員協議会が終了した場合は、午前10時より本会議を開催していただき、

「報告第3号」から「報告第6号」までを上程、一括報告の後、「第40号議案」から「第46号議案」までを上程、提案者の説明後、質疑、討論、採決を行います。

次に、「第47号議案」から「第51号議案」の補正予算については、上程の後、提案者の説明、質疑終了後、予算決算特別委員会に付託いたします。

続いて、「第52号議案」から「第57号議案」の決算認定については、上程し、提案者の説明の後、監査委員から監査の結果の報告をいただきます。質疑終了後、予算決算特別委員会に付託し、審査をお願いすることに決しました。

11日は、予算決算特別委員会を開催していただきます。11日に終了しない場合は、翌12日に引き続き開催していただきますが、午前は町長公務につき休会とし、午後の開催とさせていただきます。

13日から15日は休日につき休会といたします。

16日は、午前10時から社会経済常任委員会協議会、午後1時30分から総務常任委員会協議会を開催していただきます。

17日は本会議を開き、予算決算特別委員長から委員会審査の報告を受けた後、「第47号議案」から「第57号議案」に対しての討論、採決を行います。

18日午前は町長公務につき休会とし、午後は委員会予備日といたします。

19日最終日は本会議を開き、常任委員会委員の選任及び議会運営委員会委員の選任等を行い、全日程を終了する予定でございます。

以上、この会期、日程等にご賛同を賜り、円滑な議会運営ができますよう議員各位のご協力をお願い申し上げて、委員長報告といたします。

○議長 佐藤博 お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、お手元に配付の日程表により、本日から9月19日までの12日間にしたいと思います。これにご

異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 佐藤博 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から 9 月 19 日までの 12 日間と決定いたしました。

---

○議長 佐藤博 続いて、町長から定例会招集の挨拶を願います。

町長

(岩崎正春町長 登壇)

○町長 岩崎正春 おはようございます。

令和 7 年第 3 回下仁田町議会定例会開会に当たり、ご指名をいただきましたので、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様におかれましては、定例会にご参集いただきありがとうございます。

酷暑の夏を経て、虫の音も聞こえるこの頃ではございますが、いまだ台風シーズンの最中で、9 月 5 日の静岡を中心とした台風 5 号による被害、また遡ること 8 月 16 日の九州地方の豪雨、これらの災害に遭われた地域に対しては心よりお見舞い申し上げます。

こうした災害リスクにつきましては、当町も引き続き緊張状態にあることと認識し、身の引き締まる思いであります。

そのような中ではございますが、今後、下仁田ねぎ祭りをはじめ、町内各地でイベントやお祭りが予定され、交流人口も増え、下仁田ににぎやかな彩りが添えられる季節でございます。

執行といたしましても、町民の皆様と共に、地域活性化に向けて努めてまいりたいと存じます。

さて、本定例会には、報告 4 件のほか 18 件の議案についてご提案申し上げます。

まず、報告でございますが、第 3 号、第 4 号では、令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率並びに公営企業資金不足比率についてご報告申し上げます。

次に、第 5 号は、有限会社産業開発しもにた経営状況の報告でございます。

さらに、第 6 号では、車両接触事故による損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分を報告させていただきます。

続きまして、議案でございますが、まず、第 40 号議案、公平委員会委員、第 41 号議案、監査委員のそれぞれの選任についてご提案申し上げます。

その後、第42号議案では、教育委員会委員の任命についてご審議賜ります。

続く、第43号議案では、議会議員及び町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について提案いたします。

さらに、第44号議案から第46号議案では、法改正に伴い、職員の給与、育児休業、勤務時間、休暇等に関する条例のそれぞれの一部改正をご審議願います。

その後、第47号議案から第51号議案は、令和7年度一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、水道事業会計のそれぞれにおける補正予算についてご審議賜りたく、ご提案申し上げます。

さらに、第52号議案から第57号議案では、令和6年度一般会計をはじめ国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、水道事業会計、浄化槽事業会計におけるおのの歳入歳出決算認定等についてご承認を賜りたいとするものです。

いずれも住民生活に密接した重要な案件ですので、慎重審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上、令和7年第3回議会定例会開会に当たり、ご挨拶申し上げます。本日より大変お世話様になります。よろしくお願ひいたします。

---

○議長 佐藤博 次に、日程第3、一般質問を行います。

通告書に従いまして質問を許します。

小井土光弘君

(小井土光弘議員 一般質問席へ)

○3番 小井土光弘 議席番号3 小井土光弘です。

議長の許可がいただけましたので、通告書に基づいて一般質問をさせていただきます。

最初に、中学校の通学路等の安全対策についてお聞きします。

昨今、新聞やニュース等で、児童生徒の登下校時における交通事故、事件が連続して発生していることは、記憶に新しいところです。下仁田町でも、子どもたちに直接の関係はありませんが、先日、馬山の白山地内で車同士の衝突事故があり、また、先週末にも小坂のほうで普通自動車がガードレールに突っ込む、そういう事故が起こっております。

国道254号線は大型車両の通行がとても多く、町の中心部では道幅も狭

いところがあります。歩道が片側のみの、また、設置されていない箇所もあります。国道に限らず、通学路においても、舗装の破損や段差、横断歩道の標識が消えかかっているなど、子どもたちにとって危険に感じる場所があると考えられます。

こうした状況の中、町では通学路等の安全対策についてどのように対応しているのかお伺いいたします。

○議長 佐藤博 町長

○町長 岩崎正春 小井土議員のご質問にお答えいたします。

町では、通学路を含む国道、県道、町道等の安全確保のため、日常の道路点検や住民、道路利用者からの通報に基づく現地確認を通じて、舗装の破損や標識、カーブミラー、ガードレール等の交通安全施設の異常に迅速に対応しています。

あわせて、教育課では、学校、警察、道路管理者が連携する通学路合同点検を毎年実施し、その結果を危険箇所リストとして整理の上、各機関での対応状況とともに、学校、保護者へ共有し、見える化を図っています。

また、下校時の見守りについては、学校、PTA、地域と協力して体制を強化し、地域の見守り活動と安全施設整備により、児童生徒の安全確保に努めているところでございます。

○議長 佐藤博 小井土光弘君

○3番 小井土光弘 行政をはじめ学校や関係機関と連携して子供たちの安全を確保することは、極めて重要です。町のほうもしっかりと対策をしてくれているようなので、大変心強いです。今後も継続して安全対策に取り組んでいただき、対応をお願いいたします。

そこで、2026年4月1日から、道路交通法施行令の一部が改正される見込みです。その内容は、自転車の乗り方のルールが厳格化され、交通違反に対して交通違反通告制度、いわゆる青切符制度が新たに導入されるというものです。

小学生も自転車に乗りますが、中学生になると自転車通学となる生徒もあります。今まで以上の注意が必要になると思います。この法改正についてはご存じでしょうか。

○議長 佐藤博 町長

○町長 岩崎正春 細かいことについては教育課長のほうから答弁いたさせます。

○議長 佐藤博 教育課長

○教育課長 萩野文昭 お答えいたします。

道路交通法は、道路における危険防止や交通の安全、円滑を図り、道路交通に起因する障害を防止することを目的とした法律です。

今回の改正により、自転車の乗り方が厳格化され、反則金制度が導入されることについては、新聞や報道により承知しているところでございます。

○議長 佐藤博 小井土光弘君

○3番 小井土光弘 承知しているとのことですが、私たちも自転車に乗りります。

当然、自転車通学の生徒にも関係が出てきます。対象者や違反行為にはどのようなものがあるかご存じでしょうか。

○議長 佐藤博 教育課長

○教育課長 萩野文昭 道路交通法及び改正の内容は所管外のため、現時点でお答えします。

2026年4月1日から、道路交通法施行令の一部改正により自転車の交通違反に対する取締りが強化され、青切符による反則金制度が導入される見込みです。

改正の背景には、自転車の悪質運転による事故の増加があり、交通ルールの遵守を徹底する観点から、自動車や原付と同様に、自転車の違反にも反則金を科すことで、ルールを守る意識を高める狙いがあるとされております。

対象となる違反行為には、信号無視、一時不停止、交通者妨害、ながら運転、ブレーキ不良、無灯火、2人乗り、並走など、100種類以上が含まれる見込みです。

対象者は、16歳以上の自転車利用者で、15歳以下の未成年者は青切符制度の対象外ですが、交通ルールを守る義務があり、違反した場合は指導や警告が行われる可能性があるとのことです。

○議長 佐藤博 小井土光弘君

○3番 小井土光弘 私も調べましたが、違反行為は113種類で、反則金は種類にもよりますけれども、3,000円から1万2,000円とされているそうです。対象者は、先ほどおっしゃたとおり16歳以上で、中学生は原則として15歳以下のため青切符の対象外となる見込みです。

ちなみに、中学生の自転車通学者は今現在、何名ぐらいですか。

○議長 佐藤博 教育課長

○教育課長 萩野文昭 現在、下仁田中学校の自転車通学者は、1年生が11人、2年生が3人、3年生が11人の合計で25人でございます。

○議長 佐藤博 小井土光弘君

○3番 小井土光弘 自転車は道路交通法上、車道の左側通行が原則です。例外と

して、歩道を通行できる場合があります。私が調べたところで、第一に、「歩道に普通自転車通行可の標識がある場合」。それ以外では、「13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者、身体の不自由な方が普通自転車を運転しているとき」などがあるそうです。また、「道路工事や連續した駐車車両などで車道の左側の通行が困難な場合や、自動車の通行量が著しく多く、車道の幅が狭いなどのため、追い越しをする自動車等との接触事故の危険がある場合など、普通自転車の通行の安全を確保するためにやむを得ないと認められるとき」などだそうです。

町内の歩道整備の状況について、町長にお考えをお伺いします。

○議長 佐藤博 町長

○町長 岩崎正春 小井土議員の質問にお答えいたします。

町内の自転車による交通事故は、人口減少とともに減少傾向にありますが、ひとたび事故が発生すれば、被害者、加害者共に非常に苦しい思いをし、その家族まで巻き込む痛ましい惨事となります。

国道、県道、町道には改良済で歩道整備がされている箇所と未整備な箇所がありますが、幹線道路については県へ要望してまいりたいと考えております。

○議長 佐藤博 小井土光弘君

○3番 小井土光弘 ぜひ整備が進むよう、県への要望をお願いしたいと思います。

では、下仁田町の管内には「普通自転車歩道通行可」の歩道はどのくらいありますか。

○議長 佐藤博 町長

○町長 岩崎正春 これまでの質問と関連性がありますので、教育課長に答弁いたさせます。

○議長 佐藤博 教育課長

○教育課長 萩野文昭 お答えします。

関係課で調べたところ、町内には国道254号をはじめ主要地方道及び一般県道合わせて12路線で歩道が整備されていますが、うち「普通自転車歩道通行可」の歩道は延長約15キロメートル、町道については2路線で1.2キロメートルが標識により指定しております。

○議長 佐藤博 小井土光弘君

○3番 小井土光弘 国・県・町道また通学路等の安全確保に加え、道路交通法の改正により、交通ルールも今まで以上に厳格化され、その内容を子どもたちにも伝え、交通ルールを守るように学校でも教える必要があると思います。

学校では、交通安全教室や今回の法改正に向けた取組の予定はありますか。

○議長 佐藤博 教育課長

○教育課長 萩野文昭 現在、小中学校では、通学路の安全確保と交通ルールの遵守を重視し、年間計画に基づき、地元警察や交通安全協会の協力の下、新入学時や自転車乗用開始の時期など、段階に合わせて「交通安全教室」を実施しております。

さらに、今年度は中学校で、来年4月の法改正に合わせ、自転車利用時の安全指導を目的とした教室の開催を予定しております。

今後も子どもたちの安全を最優先に、指導の充実に努めてまいりたいと考えております。

○議長 佐藤博 小井土光弘君

○3番 小井土光弘 ぜひよろしくお願ひします。小中学校では、地元の警察の協力の下、交通安全教室を実施しているとのことで、大変よいことだと思います。

今年度から「しもにた学園」がスタートしました。現状では各学校単位での取組だと思われますので、自転車通学が始まる小学校から中学校に上がる段階に、「しもにた学園」として小中合同で安全教室などを実施できたらよいのではなと感じているところです。

今回の一般質問を通じ、私たち大人が子どもたちの安全を守ることは、社会の最も大切な義務です。日々の見守りや声かけ、通学路等の点検をはじめ、行政と関係機関の連携を強化し、情報共有を通じて子どもを危険から守ることが重要です。家庭、学校、地域、行政が同じ目標を持ち、子どもが安心して成長できる地域づくりに努めたいと思います。

ちなみに、法改正によって自転車の乗り方が厳格化され、反則金制度が導入されることについて、小中学生のみならず、一般の人にも影響がござります。始まる前には、広報やホームページ等で掲載されることをお願いをして、次の質問へ移りたいと思います。

2つ目の質問でございます。下仁田町におけるEV充電器の設置状況をお聞きしたいと思います。

日本政府は、2035年までに新車販売を100%電動車にする目標を掲げています。EV充電のインフラは、2021年6月のグリーン成長戦略において、2030年までに「公共用の急速充電器3万機を含む充電インフラを15万機設置する」との目標が掲げられましたが、設置台数は伸び悩んでいるみたいで、2023年に経済産業省より充電インフラ整備促進に向けた

指針が策定されまして、「公用の急速充電器3万機を含む充電インフラの設置目標を15万機から30万機に倍増する」ことが示されました。

下仁田町には、誰でも利用できる充電器はどのくらい設置されていますか。急速充電器で公共で何台、民間で何台、普通充電器で公共、民間で何台あるか分かりますでしょうか。

○議長 佐藤博 町長

○町長 岩崎正春 この件につきましては、インフラ整備に関する事になりますので、町の施策にも関わることだと思われますが、現時点では把握している内容を保健課長に答弁いたさせます。

○議長 佐藤博 保健課長

○保健課長 今井美和 ただいまのご質問にお答えいたします。

町内には、民間で運営されています急速充電器が、道の駅にもたに1機（2口）、馬山地区内のコンビニエンスストアに1機（2口）設置されております。また、普通充電器についての設置はございません。

○議長 佐藤博 小井土光弘君

○3番 小井土光弘 これからだんだんとEV、PHEV、ハイブリッドの新車販売が拡大してくると思います。環境の面からも、そうしなくてはならないと思いますし、最近の新型車によっては、例えばトヨタのカローラシリーズなどは、2025年5月の一部改良からガソリン車を廃止しているそうです。ハイブリッド、PHEVまたはEVの車両が増えてくるようです。

そういう車両が増えれば、町内の店舗に来られた人が、充電をしながら下仁田ぐるめぐりによる食事や買い物、または宿泊をして朝まで充電をするといった動機づけにもなると思います。

また、町内から神津牧場、荒船風穴に行こうとすると、バッテリー搭載の容量の少ない車は上り坂が厳しいので、少し町内で補給しておけば安心に上れるかなと思います。

こういった観点からも、町なかに普通充電器の設置が必要と考えております。自分もよく買い物中に充電器をつなげておきながら買い物をするということをしています。

ちなみに、普通充電器を1台設置するにはどのくらいの費用がかかりますか。

○議長 佐藤博 保健課長

○保健課長 今井美和 私のほうからは、普通充電器1台の設置費用についてお答えをさせていただきます。

費用は設置箇所の条件や仕様により幅がありますが、一般的な目安は次のとおりです。出力が3から6キロワット程度の普通充電器は、機器本体が20万円から50万円程度、配線や基礎工事、表示サインや盤の改修等の附帯工事が20万円から100万円程度、電力契約や計量器、通信設定等に数万円から数十万円程度となり、概算合計で40万円から200万円程度になります。このほかに既存電気設備の余裕、屋内外かどうか、台数、課金機能の有無、認証システムの導入、駐車場の舗装や区画舗装、標識設置などで増減します。特に商用施設でクレジットやIC認証等、課金運用を行う場合には、機器コストとシステム利用料が上振れする傾向があります。

公共施設や中心市街地での充電環境整備は、観光回遊性向上やゼロカーボンの観点から重要と認識しております。設置候補地の選定をする場合には、駐車枠や電源距離、夜間の安全性、回転率、運用モデルとして無料にするのか時間課金や認証課金にするのか、保守点検や保証対応、不正駐車の対策等の維持管理を総合的に検討する必要があります。

また、民間事業者向けや自治体向けの国や県の補助制度を活用できる場合には、機器費、工事費の一部が補助対象となることがあります。年度や要件により内容が変わるため、最新要件を確認していくことも必要かと思われます。

このような状況を鑑みまして、国の「充電インフラ整備促進に向けた指針」を踏まえ、公共性を考慮しながら、将来の必要数を勘案して、効果的、効率的に設置ができるように関係部署と検討を重ねてまいりたいと存じます。

○議長 佐藤博 小井土光弘君

○3番 小井土光弘 ありがとうございます。

私のほうでも調べたんですけれども、1台当たり大体、最大で国の補助金が130万円くらいつくようなことが書いてありました。

ちなみに、町内で設置できそうな場所というのありますか。

○議長 佐藤博 商工観光課長

○商工観光課長 竹内誠 設置場所の検討についてお答えいたします。

町内の飲食店等には、平日のランチタイムや土日など、週末に多くのお客様が来町され、「こんにゃく体験道場」周辺の駐車場を利用してしております。遠方から来られるお客様も多数いると思われます。

「下仁田駅」や「こんにゃく体験道場」周辺につきましては、現在、町では「下仁田町街なか活性化事業基本計画」が策定されまして、これに基づいて拠点整備を行っているところでございます。この整備計画の中で、お客様

の利便性などを考えて、EV充電器の設置が可能かどうか検討してまいりたいと思います。

○議長 佐藤博 小井土光弘君

○3番 小井土光弘 環境対策は待ったなしです。EV車もまだまだ課題が多いと聞きます。となると、ハイブリッド、PHEVなどが次世代環境対応車へのつなぎと思われます。FCV（水素燃料電池車）、それとバイオ燃料、合成燃料などが当たり前の世界に向かうことを、私は望みます。ぜひいろいろと検討していただきたいと思います。

少し時間は早いのですが、これで私の一般質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長 佐藤博 以上で一般質問を終結いたします。

---

○議長 佐藤博 本日の日程は全部終了いたしましたので、これにて散会いたします。大変ご苦労さまでした。

なお、引き続きまして10時50分から、302委員会室において、全員協議会を開催しますので、議案書をお持ちの上、移動していただきますようお願いをいたします。

---

散 会 令和7年9月8日 午前10時37分